

事務局からの説明

1 令和3年度第1回 三浦市上水道事業審議会の概要

- (1) 市長から「水道料金改定に関する事項について」の諮問を受け、事務局から三浦市水道ビジョン(経営戦略)に基づき26%改定の場合の料金表等の参考資料を基に審議いただいた。
- (2) 委員から以下のとおり意見が示された。
 - ・ 26%値上げが必要なことは理解できる、しかし昨年来のコロナ禍により、市内の事業者、とくに観光、飲食の関係は、厳しいところもあり、いきなり26%では反発もあるかと思う。
 - ・ ビジョン作成時においては、コロナ禍の影響などは考慮されていなかった。
 - ・ 例えば、段階的な値上げなど、一定の配慮を示した方が、利用者への理解も得られやすいのではないか。
 - ・ コロナ化の影響として段階的値上げとすることは止むを得ないと考えるが、その場合、市税等の動向を把握するなどし、その影響を示せるように準備するとともに、率の説明も示せるようにしてほしい。
 - ・ 段階的値上げとする場合、一般会計補助金が必要で、一般会計の事情もある。一般会計の事情も把握して議論しなければならない。

以上のことを踏まえて、庁内で調整し、次回までに答申として再提案することとした。

2 資料の説明

【資料1】水道料金の改定に関する事項について(答申)【案】

26%の改定率を提案。ただし、令和6年3月31日までは改定率を10%とする等の答申案です。

【水道料金改定資料1】コロナ禍の影響分析

コロナ禍の影響をとらえ、令和6年3月31日までは改定率を10%とした根拠を示した資料です。

【水道料金改定資料2】一般会計の状況

段階的料金改定に必要な一般会計補助金を求める上での、一般会計の状況です。

【水道料金改定資料3】改定率(案)にみる水道料金単価表

【水道料金改定資料4】水道料金体系別1ヶ月あたりの平均使用金額と値上げ影響額

【水道料金改定資料5】大口使用者料金改定影響額試算

水道料金改正資料3から5については、前回審議会の資料(改定率26%)に、令和6年3月31日までは改定率10%とする数値を加えました。

【水道料金改定資料6】三浦市水道事業今後の予定(案)

第1回では令和4年4月1日からの料金改定としていましたが、3ヶ月ずらして令和4年7月1日からの料金改定としています。

コロナ禍の影響分析

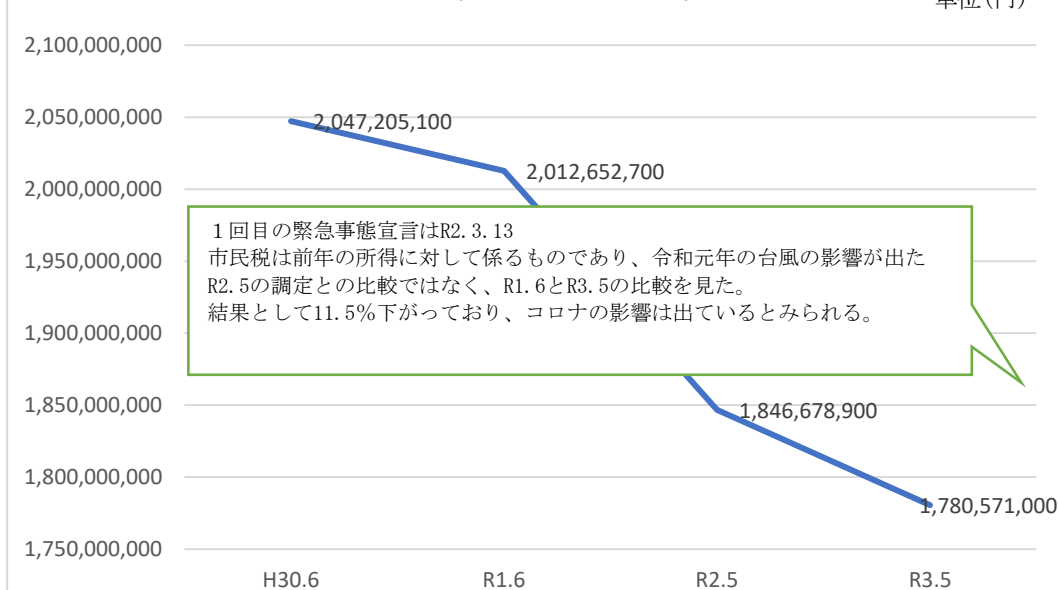
- ・市民税から分析すると、下の分析のとおり、確かにコロナ禍の影響はあるとみられる。
- ・しかし、段階的改定率10%の根拠は、過去3年間の全国水道料金改定率の概ねの平均値から導いた。

- ・コロナの影響を見ると、令和2年の1月あたりからニュースとなり、最初の緊急事態宣言は令和2年3月13日であった。
- ・令和元年度決算への影響は時期的にほぼないと考えられる。
- ・個人市民税は前年の所得に賦課されるもので、翌年の5月もしくは6月の調定額でその影響を推測できる。コロナの影響はR3.5の調定額で推測できる。
- ・個人市民税のR2.5の調定は令和元年の台風による影響で大きく減少している。
- ・コロナの影響を見るため、個人市民税は、R3.5とR2.5(令和元年度の台風の影響が大)の比較でなく、R3.5とR1.6の比較とした。
- ・法人市民税は、過去5年の前年対比の動向をみると、令和2年度の税収の落ち込みが大きくなっている。

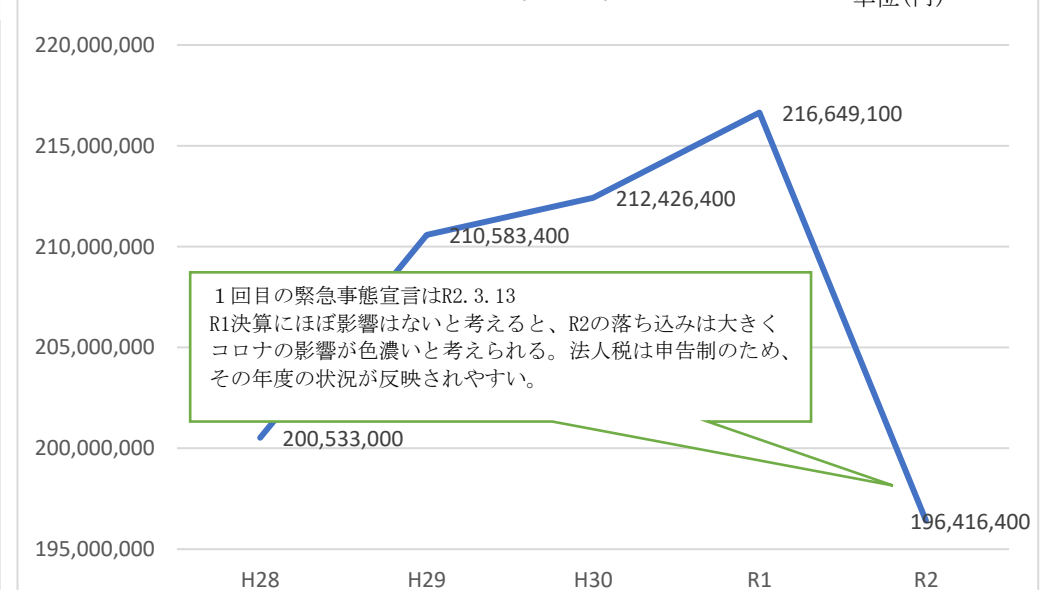
個人市民税		単位(円)		
現年調定額	H30.6	R1.6	R2.5	R3.5
個人市民税	2,047,205,100	2,012,652,700	1,846,678,900	1,780,571,000
前年対比	—	-1.688%	-8.247%	-3.580%
R1.6対比	—	—	-8.247%	-11.531%

法人市民税		単位(円)			
現年調定額	H28	H29	H30	R1	R2
法人市民税	200,533,000	210,583,400	212,426,400	216,649,100	196,416,400
前年対比	—	5.012%	0.875%	1.988%	-9.339%

個人市民税(5月or6月調定)の推移



法人市民税(決算)の推移



一般会計の状況

- ・水道事業に補助金を出すほど一般会計に余裕があるのか。
- ・使用者が使った分だけ負担するのが原則であり、他の一般事業に影響が及ぶのではないか。

(三浦市の回答)

- ・一般会計には「財政調整基金」(以下「基金」という。)があり、これは年度間の財源の不均衡を調整するための積立金です。財源に余剰のある年度に積み立てを行い、大規模災害の発生や大幅な税収減などがある年度に取り崩しを行います。
- ・この「基金」の残高が、一般会計に余裕があるのかないのかの、判断材料となります。
- ・一般的に「基金」の残高は、財政標準規模の10%以上が適正とされています。
- ・令和2年度末現在、三浦市の標準財政規模は10,187,107千円、「基金」は978,157千円、9.6%となっており、10%には達していません。
- ・したがって、余裕があるかという点、適正と言われる残高までには至っていないため、余裕があるとは決して言えないということになります。
- ・しかしながら、令和2年度末に公表した「第4次三浦市総合計画 三浦みらい創生プラン」の後期実施計画における財政推計では、水道事業に対する一般会計補助金は見込まれていませんが、一般会計補助金が必要となる令和4年度末のこの「基金」の残高は1,042,809千円、令和5年度末は1,147,377千円と、まずは2年間で必要とされる額340,000千円について、支払える余地はあるとも言えます。
- ・「余裕はないが、支払える余地がある」というお答えになってしまいますが、コロナ禍における政策として、毎年度の予算編成にて、決算の状況を反映させながら、額を決定していくこととなります。
- ・本来、水道使用料で賄う部分を一般会計からの補助金で補てんするため、一般会計における事業の見直しや先送りを検討する必要がありますが、毎年度の予算編成作業において、市民サービスに大きな影響が生じないように、調整していきます。

改定率(案)にみる水道料金単価表

【現行・料金表】

[税抜]

	用途別	使用水量	現行料金<A>
基本料金	一般用	0 ~ 10m3	1,070 円/月
	別荘用	0 ~ 10m3	5,000 円/月
	業務用	0 ~ 10m3	2,140 円/月
	寮・保養所用	0 ~ 10m3	22,000 円/月
	公衆浴場用	0 ~ 10m3	940 円/月
	官公署用	0 ~ 10m3	3,650 円/月
	工事用	0 ~ 10m3	5,780 円/月
従量料金	一般用	11 ~ 20m3	176 円/m3
		21 ~ 30m3	201 円/m3
		31 ~ 40m3	233 円/m3
		41 ~ 50m3	251 円/m3
		51 ~ 100m3	270 円/m3
		101 ~ 200m3	289 円/m3
		201 ~ 300m3	308 円/m3
	業務用	301 ~ 500m3	327 円/m3
		501 ~ 1,000m3	346 円/m3
		1,001 ~ ∞	365 円/m3
	公衆浴場用	11 ~ ∞	145 円/m3
	官公署用	11 ~ ∞	365 円/m3
	工事用	11 ~ ∞	578 円/m3

令和4年7月1日から

【改定後・料金表】

※改定率 26.00%

ただし

【令和6年3月31日までの期間】

※改定率 10.00%

※官公署用は26.00%

改定料金	増額分<C>= -<A>	%<D>= <C>/<A>	改定料金<E>	増額分<F>= <E>-<A>	%<G>= /<A>
1,350 円/月	280 円/月	26.17	1,180 円/月	110 円/月	10.28
6,300 円/月	1,300 円/月	26.00	5,500 円/月	500 円/月	10.00
2,700 円/月	560 円/月	26.17	2,350 円/月	210 円/月	9.81
27,720 円/月	5,720 円/月	26.00	24,200 円/月	2,200 円/月	10.00
1,180 円/月	240 円/月	25.53	1,030 円/月	90 円/月	9.57
4,600 円/月	950 円/月	26.03	4,600 円/月	950 円/月	26.03
7,280 円/月	1,500 円/月	25.95	6,360 円/月	580 円/月	10.03
222 円/m3	46 円/m3	26.14	194 円/m3	18 円/m3	10.23
253 円/m3	52 円/m3	25.87	221 円/m3	20 円/m3	9.95
294 円/m3	61 円/m3	26.18	256 円/m3	23 円/m3	9.87
316 円/m3	65 円/m3	25.90	276 円/m3	25 円/m3	9.96
340 円/m3	70 円/m3	25.93	297 円/m3	27 円/m3	10.00
364 円/m3	75 円/m3	25.95	318 円/m3	29 円/m3	10.03
388 円/m3	80 円/m3	25.97	339 円/m3	31 円/m3	10.06
412 円/m3	85 円/m3	25.99	360 円/m3	33 円/m3	10.09
436 円/m3	90 円/m3	26.01	381 円/m3	35 円/m3	10.12
460 円/m3	95 円/m3	26.03	402 円/m3	37 円/m3	10.14
183 円/m3	38 円/m3	26.21	160 円/m3	15 円/m3	10.34
460 円/m3	95 円/m3	26.03	460 円/m3	95 円/m3	26.03
728 円/m3	150 円/m3	25.95	636 円/m3	58 円/m3	10.03

・三浦市水道ビジョン(経営戦略)でお示した26%UPを各料金単価表に乗じた。

・条例改正は令和4年7月1日に26%改正、ただし令和6年3月31日まで、官公署用を除き、10%とする期間を定める。

水道料金体系別 1ヶ月あたりの平均使用金額と値上げ影響額(基本・従量料金別)

※令和元年度決算数値の平均使用水量で計算

令和4年7月1日から

ただし

【改定後・料金表】

【令和6年3月31日までの期間】

※数値は令和元年度 料金体系別による

↓改定率 26.00%

(税抜)

→ (税込)

↓改定率 10.00%

※官公署用は26.00%

(税抜)

→ (税込)

1栓あたり 1ヶ月平均	平均使用水量(m3)			A 現行料金 (円)		
	合計			合計		
	基本料金分	従量料金分		基本料金分	従量料金分	
一般用	16	10	6	2,126	1,070	1,056
別荘用	8	8	0	5,000	5,000	0
業務用	109	10	99	26,851	2,140	24,711
販売業	97	10	87	23,440	2,140	21,300
飲食業	86	10	76	20,470	2,140	18,330
娯楽営業	17	10	7	3,372	2,140	1,232
サービス業	24	10	14	4,704	2,140	2,564
農業用	31	10	21	6,143	2,140	4,003
事務所用	40	10	30	8,240	2,140	6,100
食品製造	198	10	188	52,572	2,140	50,432
製造工業	60	10	50	13,450	2,140	11,310
製氷工場	269	10	259	74,402	2,140	72,262
教育社会	347	10	337	99,319	2,140	97,179
観光レジャー用	903	10	893	288,788	2,140	286,648
海水浴場用	118	10	108	29,452	2,140	27,312
寮・保養所用	113	10	103	47,867	22,000	25,867
公衆浴場用	16	10	6	1,810	940	870
官公署用	64	10	54	23,360	3,650	19,710
工事用	5	5	0	5,780	5,780	0
合計	19	10	9			

B 改定料金 (円)			C 増額分=B-A (円)			D=C×1.1(円)
合計			合計			合計
基本料金分	従量料金分		基本料金分	従量料金分		
2,682	1,350	1,332	556	280	276	611
6,300	6,300	0	1,300	1,300	0	1,430
33,826	2,700	31,126	6,975	560	6,415	7,672
29,530	2,700	26,830	6,090	560	5,530	6,699
25,790	2,700	23,090	5,320	560	4,760	5,852
4,254	2,700	1,554	882	560	322	970
5,932	2,700	3,232	1,228	560	668	1,350
7,744	2,700	5,044	1,601	560	1,041	1,761
10,390	2,700	7,690	2,150	560	1,590	2,365
66,222	2,700	63,522	13,650	560	13,090	15,015
16,950	2,700	14,250	3,500	560	2,940	3,850
93,722	2,700	91,022	19,320	560	18,760	21,252
125,114	2,700	122,414	25,795	560	25,235	28,374
363,858	2,700	361,158	75,070	560	74,510	82,577
37,102	2,700	34,402	7,650	560	7,090	8,415
60,302	27,720	32,582	12,435	5,720	6,715	13,678
2,278	1,180	1,098	468	240	228	514
29,440	4,600	24,840	6,080	950	5,130	6,688
7,280	7,280	0	1,500	1,500	0	1,650

E 改定料金 (円)			F 増額分=E-A (円)			G=F×1.1(円)
合計			合計			合計
基本料金分	従量料金分		基本料金分	従量料金分		
2,344	1,180	1,164	218	110	108	239
5,500	5,500	0	500	500	0	550
29,532	2,350	27,182	2,681	210	2,471	2,949
25,779	2,350	23,429	2,339	210	2,129	2,572
22,512	2,350	20,162	2,042	210	1,832	2,246
3,708	2,350	1,358	336	210	126	369
5,174	2,350	2,824	470	210	260	517
6,756	2,350	4,406	613	210	403	674
9,060	2,350	6,710	820	210	610	902
57,834	2,350	55,484	5,262	210	5,052	5,788
14,790	2,350	12,440	1,340	210	1,130	1,474
81,861	2,350	79,511	7,459	210	7,249	8,204
109,290	2,350	106,940	9,971	210	9,761	10,968
317,913	2,350	315,563	29,125	210	28,915	32,037
32,394	2,350	30,044	2,942	210	2,732	3,236
52,654	24,200	28,454	4,787	2,200	2,587	5,265
1,990	1,030	960	180	90	90	198
29,440	4,600	24,840	6,080	950	5,130	6,688
6,360	6,360	0	580	580	0	638

1 大口使用者 料金改定影響額試算(令和元年度の年間水道料金で比較)

水道料金改定資料 6

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

令和4年7月1日から

ただし

【改定後・料金表】

【令和6年3月31日までの期間】

(税抜/年)

改定率26.0%

(税抜/年)

改定率10.0%

(税抜/年)

区分	使用水量 (令和元年度実績)	〈A〉現行料金	〈B〉改定料金	〈C〉増額分= 〈B〉-〈A〉	〈D〉改定料金	〈E〉増額分= 〈D〉-〈A〉
1 業務用 飲食業	93,662 m ³	32,782,353 円	41,305,765 円	8,523,412 円	36,060,588 円	3,278,235 円
2 業務用 教育社会	68,857 m ³	24,109,205 円	30,377,598 円	6,268,393 円	26,520,126 円	2,410,921 円
3 業務用 教育社会	45,743 m ³	14,712,306 円	18,537,506 円	3,825,200 円	16,183,537 円	1,471,231 円
4 業務用 食品製造業	31,861 m ³	11,117,465 円	14,008,006 円	2,890,541 円	12,229,212 円	1,111,747 円
5 業務用 教育社会	29,104 m ³	9,782,612 円	12,326,091 円	2,543,479 円	10,760,873 円	978,261 円
6 業務用 販売業	26,168 m ³	8,853,456 円	11,155,355 円	2,301,899 円	9,738,802 円	885,346 円
7 業務用 飲食業	24,879 m ³	8,569,035 円	10,796,984 円	2,227,949 円	9,425,939 円	856,904 円
8 業務用 教育社会	24,017 m ³	7,786,229 円	9,810,649 円	2,024,420 円	8,564,852 円	778,623 円
9 業務用 観光レジャー	21,876 m ³	7,472,940 円	9,415,904 円	1,942,964 円	8,220,234 円	747,294 円
10 業務用 飲食業	21,089 m ³	7,186,255 円	9,054,681 円	1,868,426 円	7,904,881 円	718,626 円
11 業務用 観光レジャー	19,345 m ³	6,479,091 円	8,163,655 円	1,684,564 円	7,127,000 円	647,909 円
12 業務用 食品製造	18,268 m ³	5,838,685 円	7,356,743 円	1,518,058 円	6,422,554 円	583,869 円
13 業務用 製造業	13,611 m ³	4,461,744 円	5,621,797 円	1,160,053 円	4,907,918 円	446,174 円

※複数栓数所有の場合は合算して試算している。

三浦市水道事業今後の予定(案)

	令和3(2021)年												令和4(2022)年												令和5年		
	令和3年度												令和4年度														
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
1. 三浦市上水道事業審議会				◆第1回 ・R3.07.19 ・料金改定の改定に関する事項について	◆第2回 (書面開催) ・R3.08.19 ・答申(案)について	◆第3回 (開催は未定) ◆委員改選(任期は2年)																					
2. 三浦市議会				○7月議会		○9月議会																					
3. 市民周知・料金改定																											



料金改定 26%
(ただし令和6年3月31日までは10%)